

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価時の認定
慶應義塾大学法科大学院	平成24年度	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか(「連携法」第2条、「告示第53号」第5条)。	法令が定める法律基本科目群(34科目)、法律実務基礎科目群(7科目)、基礎法学・隣接科目群(15科目)、展開・先端科目群(100科目以上)のすべてにわたり、授業科目がバランスよく開設されている。	法令が定める法律基本科目群(34科目)、法律実務基礎科目群(7科目)、基礎法学・隣接科目群(17科目)、展開・先端科目群(100科目以上)のすべてにわたり、授業科目がバランスよく開設されている。
	2-3 学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか(「告示第53号」第5条第2項)。	修了要件総単位数は103単位であり、そのうち法律基本科目が64単位(62.1%)、法律実務基礎科目が10単位(9.7%)とされている。	修了要件総単位数は100単位であり、そのうち法律基本科目が59~64単位(59~64%)、法律実務基礎科目が10単位(10%)とされている。
	2-16 課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準(原則として3年、93単位以上)を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか(「専門職」第23条)。	修了要件は、3年間の在籍及び103単位の修得、並びに1.5以上のGPAの取得である。	修了要件は、3年間の在籍及び100単位の修得、並びに1.5以上のGPAの取得である。
	2-17 学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準(36単位を標準とする。)に従って適切に設定されているか(「告示第53号」第7条)。	各学年における履修単位数の上限については、1年次41単位、2年次36単位、3年次44単位となっている。	各学年における履修単位数の上限については、1年次36単位、2年次36単位、3年次44単位となっている。
	2-21 法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準(1年、30単位を上限とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみならずことができる。)に基づいて適切に設定されているか(「専門職」第25条)。	法学既修者については、入学時に1年次設置の法律基本科目35単位を修得したものと見なして1年間の在学期間の短縮を認めている。	法学既修者については、入学時に1年次設置の法律基本科目30単位を修得したものと見なして1年間の在学期間の短縮を認めている。

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教員組織	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準(最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名)を遵守しているか(「告示第53号」第1条第1項)。	専任教員数は、58名である。	専任教員数は、57名である。
	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか(「告示第53号」第1条第6項)。	専任教員58名の構成は、教授51名、准教授5名及び助教2名であり、その半数以上が教授である。	専任教員57名の構成は、教授52名、准教授3名及び助教2名であり、その半数以上が教授である。
	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか(「告示第53号」第2条)。	専任教員58名の構成は、実務家教員22名、研究者教員36名である。	専任教員57名の構成は、実務家教員21名、研究者教員36名である。
	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く。)が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系(憲法、行政法に関する科目)4名、刑事法系(刑法、刑事訴訟法に関する科目)4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	公法系7名(憲法に関する科目の専任教員4名、行政法に関する科目の専任教員3名)、刑事系9名(刑法に関する科目の専任教員4名、刑事訴訟法に関する科目の専任教員5名)、民事系24名(民法に関する科目の専任教員15名、商法に関する科目の専任教員5名、民事訴訟法に関する科目の専任教員4名)が配置されている。	公法系5名(憲法に関する科目の専任教員2名、行政法に関する科目の専任教員3名)、刑事系9名(刑法に関する科目の専任教員5名、刑事訴訟法に関する科目の専任教員4名)、民事系23名(民法に関する科目の専任教員14名、商法に関する科目の専任教員5名、民事訴訟法に関する科目の専任教員4名)が配置されている。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	法律基本科目の各科目については、専任教員114名(78.1%)が担当している。また、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、専任教員が担当しているのは180科目(63.2%)である。	法律基本科目の各科目については、専任教員108名(84.3%)が担当している。また、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目については、専任教員が担当しているのは174科目(51.1%)である。